

災害時における豊島区と豊島区介護事業者災害対策連絡協議会との
要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

豊島区（以下「甲」という。）と、豊島区介護事業者災害対策連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う介護保険サービスを利用者している区民（以下「利用者」という）の安否の確認、介護保険サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、豊島区において震度6弱以上の震度が観測された場合をいう。

（協力）

第3条 乙は、乙に加盟する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第4条 災害が発生した場合、前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、業務に支障のない範囲で利用者の安否について確認し、別に定める内容を、甲が設置する高齢者総合相談センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）又は開設中の救援センターに対して速やかに報告するものとする。ただし、震度5強以下の震度が観測された場合であっても、甲から安否確認の要請があった場合は、高齢者総合相談センター又は開設中の救援センターに報告するものとする。

2 報告は電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

3 甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するとともに、乙に加盟する事業所等から甲に対して、区が収集した当該事業所の利用者に関する安否情報等の提供要請があった場合、可能な範囲で他の事業所等から収集した安否情報等を提供するものとする。

（介護サービスの提供）

第5条 事業者等は、業務に支障のない範囲で、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、救援センター、福祉救援センター等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等の介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、事業者等が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づき、第4条に規定する安否の確認および報告ならびに第5条に規定する介護サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年7月豊島区条例第38号)の範囲内において、損害補償を行うものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

(守秘義務等)

第10条 乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

令和 5年 7月11日

甲 豊島区南池袋2丁目45番地1号

豊島区長

乙 豊島区南大塚3丁目44番地13号

クレスト南大塚ビル602

豊島区介護事業者災害対策連絡協議会

会長

別記

- 1 報告年月日及び報告時刻
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- 5 報告時点で使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール等）
- 6 安否確認の対象となっている利用者（安否確認実施予定者含む）
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度等）
- 7 安否確認ができていない（又は連絡がついていない）利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度等）
- 8 安否確認ができた（又は連絡がついた）利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、
特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）等）
- 9 上記の他、災害対策に必要な情報

区民ひろばでの熱中症ミニ講座・啓発事業

| 区民ひろば | 7月 | | 8月 |
|-------|--------|-----------------|-----------------|
| | まちの相談室 | 高齢者総合相談センター出張相談 | 高齢者総合相談センター出張相談 |
| 仰高 | 4日 | 12日、27日 | 9日、24日 |
| 駒込 | 14日 | 21日、28日 | 18日、25日 |
| 南大塚 | 21日 | 8日、21日 | 12日、18日 |
| 清和第一 | 7日 | 6日、27日 | 17日、29日 |
| 西巣鴨第一 | 12日 | 5日、18日 | 2日 |
| 豊成 | 12日 | 5日、28日 | 7日、25日 |
| 朋友 | 21日 | 14日、25日 | 4日、7日 |
| 朝日 | 12日 | 4日、31日 | 1日、21日 |
| 上池袋 | 24日 | 10日、27日 | 14日、24日 |
| 池袋本町 | 25日 | 14日、18日 | 1日、21日 |
| 西池袋 | 10日 | 14日、21日 | 9日、16日 |
| 池袋 | 4日 | 3日、13日 | 21日、28日 |
| 南池袋 | 14日 | 4日、24日 | 1日、28日 |
| 高南第一 | 19日 | 3日、26日、 | 4日、21日 |
| 目白 | 10日 | 4日、20日 | 1日、17日 |
| 長崎 | 11日 | 18日、24日 | 7日、22日 |
| 要 | 18日 | 3日、19日 | 7日、16日 |
| 椎名町 | 14日 | 28日 | 25日 |
| 富士見台 | 25日 | 26日 | 10日 |
| 千早 | 20日 | 19日、21日 | 16日、18日 |
| 高松 | 21日 | 18日、24日 | 15日、28日 |
| さくら第一 | 13日 | 6日、21日 | 4日、24日 |